

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
10月26日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
吉田 宣弘 議員(公明)

1 問 法曹三者の役割に関し、裁判官、検察官、弁護士、それぞれの役割について法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ 裁判官は、司法権の行使を任務とし、検察官は、刑事について公訴を提起、遂行することを主たる任務とし、
弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としており、それぞれ重要な役割を担っているものと認識。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■]携帯[■]】

10月26日（水）衆・法務委 吉田宣弘 議員（公明）

3問

裁判官や検察官について、初任給調整手当が支給される趣旨はどのようなものか、法務当局に問う。

（答）

判事補及び検事の初任給調整手当の制度は、司法修習生の修習を終えた者の中から判事補及び検事を採用することが困難な状況となったことを踏まえ、判事補及び検事の給与面での待遇を改善し、任官希望者を確保する目的で、昭和46年4月に設けられたものである。

その後、司法修習生の修習を終えて弁護士事務所に雇用される勤務弁護士の給与の推移などを勘案し、昭和61年及び平成元年に調整手当額の改定を行っている。

	昭和46年4月1日	昭和61年4月1日	平成元年4月1日
判事補5, 検事13	3,000	17,000	19,000
判事補6, 検事14	6,000	27,200	30,900
判事補7, 検事15	9,000	39,300	45,100
判事補8, 検事16	12,000	43,800	51,100
判事補9, 検事17	16,000	60,500	70,000
判事補10, 検事18	18,000	64,000	75,100
判事補11, 検事19	21,000	71,200	83,900
判事補12, 検事20	23,000	73,600	87,800